



平成 28 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 保土谷化学工業株式会社
代表者名 取締役社長 喜多野 利和
(コード番号 4112 東証 1 部)
問合せ先 経営企画部長 村岡 泰斗
(TEL 03-5299-8019)

単元株式数の変更及び株式併合並びに定款一部変更に関するお知らせ

当社は、単元株式数の変更の決定及びこれに伴う定款一部変更を行うことを決定いたしました。併せて、平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 158 期定時株主総会に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画（平成 19 年 11 月 27 日公表）」に基づき、すべての国内上場会社の売買単位を 100 株に統一することを目標としております。東京証券取引所に上場する当社といたしましては、かかる趣旨を尊重し、当社の単元株式数（売買単位）を 1,000 株から 100 株に変更することといたします。

2) 変更の内容

普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

3) 変更予定日

平成 28 年 10 月 1 日

4) 変更の条件

平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 158 期定時株主総会において、「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

1) 併合の目的

「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、当社は、普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたしますが、これに併せ、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位当たりの価格の水準を維持し、また株主様の議決権数に変更が生じることがないように、当社株式について 10 株を 1 株に併合することといたします。

2) 併合の内容

(1) 併合する株式の種類

普通株式

(2) 併合の方法

平成 28 年 10 月 1 日をもって、平成 28 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式数を基準に、10 株につき 1 株の割合にて併合いたします。

(3) 併合により減少する株式数等

併合前の発行済株式総数 (平成 28 年 3 月 31 日現在)	84,137,261 株
併合により減少する株式数	75,723,535 株
併合後の発行済株式総数	8,413,726 株

(注)「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、「併合前の発行済株式総数」および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(4) 併合による影響

併合により発行済株式総数は 10 分の 1 に減少しますが、純資産等は変動いたしませんので、1 株当たり純資産額は 10 倍となります。もっとも、「1. 単元株式数の変更」により、株式の売買単位は 10 分の 1 となりますので、理論上は、1 株当たりの資産価値に変動はございません。

1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合には、会社法第 235 条に基づき一括して処分し、その代金を、端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

併合により減少する株主数

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
10 株未満所有株主	423 名 (4.5%)	1,150 株 (0.00%)
10 株以上所有株主	8,947 名 (95.5%)	84,136,111 株 (100.00%)
総株主数	9,370 名 (100.00%)	84,137,261 株 (100.00%)

(注) 上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、

現在 10 株未満の株式を所有されている 423 名の株主様は、その保有機会を失うこととなりますが、株式併合の効力発生日前に、「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」

のお手続きをご利用いただくことも可能ですので、

お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 併合の効力発生日 (平成 28 年 10 月 1 日) における発行可能株式総数

20,000,000 株

(6) 併合の条件

平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 158 期定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

1) 変更の理由

「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に伴うものです。
なお、会社法第182条第2項および第195条第1項の定めにしたがい、株主総会における定款一部変更の決議を経ずに、本定款変更を行います。

2) 変更の内容

下記のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2億株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2千万株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

3) 変更の効力発生日

平成28年10月1日

4) 変更の条件

平成28年6月28日開催予定の第158期定時株主総会において、
「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更および株式併合並びに定款一部変更の日程

平成28年5月11日	取締役会決議日
平成28年6月28日(予定)	定時株主総会決議日
平成28年10月1日(予定)()	単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日
平成28年10月1日(予定)()	定款一部変更の効力発生日

() 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成28年10月1日ですが、株式売買後の振替手続との関係上、平成28年9月28日をもって、東京証券取引所における売買単位が、100株に変更されます。

以上

添付資料 : (ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ & A

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A

Q 1 . 単元株式数の変更と株式併合とはどのようなことですか。

A . 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。
株式併合とは、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式とするものです。

Q 2 . 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか。

A . 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目標とする「売買単位の集約に向けた行動計画 (平成 19 年 11 月 27 日公表)」を公表しております。
東京証券取引所に上場している当社は、この趣旨を尊重し、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することにいたしました。
また、単元株式数の変更後も、売買単位当たりの価格の水準を維持し、各株主様の議決権数に変更が生じることがないように、株式併合 (10 株を 1 株に併合) を行うことといたしました。

Q 3 . 株式併合によって所有株数が減少しますが、資産価値への影響はないのですか。

A . 株式併合の前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有株式の資産価値に影響はございません。
株主様のご所有株式数は、株式併合前の 10 分の 1 となる一方、1 株当たりの純資産額は 10 倍となるためです。

Q 4 . 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A . 株式併合後、株主様のご所有株式数は、平成 28 年 9 月 30 日最終の株主名簿に記載または記録された株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数となります（ 1 株未満の端数がある場合にはこれを切り捨てます。以下、この端数を「端数株式」といいます。）が、あわせて単元株式数の変更（ 1,000 株から 100 株への変更）を行うため、株主様の議決権数は変わりません。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生の前後で、株主様のご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前 (平成 28 年 9 月 30 日まで)		効力発生後 (平成 28 年 10 月 1 日から)		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例 1	1,000 株	1 個	100 株	1 個	なし
例 2	1,009 株	1 個	100 株	1 個	0.9 株
例 3	999 株	0 個	99 株	0 個	0.9 株
例 4	9 株	0 個	0 株	0 個	0.9 株

- ・例 3 においては、単元未満株式（効力発生後において、99 株）が発生いたします。このような場合、株式併合の効力発生（平成 28 年 10 月 1 日）前に「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」の手続きをご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記（ ）の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。
- ・例 2、例 3 及び例 4 のように、株式併合の結果、端数株式が生じた場合は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数株式の割合に応じてお支払させていただきます。なお、例 4 のように、効力発生前のご所有株式数が 10 株未満の場合は、株式併合により、すべてのご所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 5 . 配当金はこれまでの 10 分の 1 しかもらえなくなるのですか。

A . 株式併合により、株主様のご所有株式数は 10 分の 1 になりますが、株式併合の効力発生後にあつては、併合割合を勘案して 1 株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金の総額が変わるということはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、配当は生じません。

Q 6 . 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A . 特段のお手続きの必要はございません。

なお、上記Q 5 に記載しましたとおり、10 株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、すべての端数株式を当社が一括で処分し、その代金を各株主様の有する、端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。

Q 7 . 株式併合後でも単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか。

A . 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、

市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、

「単元未満株式の買増し」または「単元未満株の買取り」のお手続きをご利用いただけます。

具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または

後記()の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 8 . 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A . 下記のとおりを予定しております。

平成 28 年 5 月 11 日 取締役会決議日

平成 28 年 6 月 28 日 定時株主総会決議日

平成 28 年 9 月 27 日 1,000 株単位での売買最終日

平成 28 年 9 月 28 日 100 株単位での売買開始日

平成 28 年 10 月 1 日 単元株式数の変更および株式併合の効力発生日

平成 28 年 11 月中旬 株主様への株式併合割当通知の発送(予定)

平成 28 年 12 月上旬 端数株式相当分の処分代金のお支払い開始(予定)

() 当社の株主名簿管理人

みずほ信託銀行 証券代行部

〒168-8507 東京都杉並区和泉 2-8-4

フリーダイヤル 0120-288-324

以上